

答 申 書

(答申第41号)

平成19年1月24日

1 審査会の結論

産業廃棄物処理施設事前協議書を一部開示するとしたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書は、〇〇支庁地域振興部環境生活課が受理した産業廃棄物処理施設事前協議書(平成〇年〇月〇日付け〇環生第〇号)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、第三者である異議申立人に関する情報が記録されていることから、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、異議申立人に対して確認書を送付した。

異議申立人から、本件公文書に記録されている情報が未成熟かつ不確定な内容を有するものとして、意見書が提出された。

実施機関は、本件開示請求人に対して、本件公文書の一部が条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報又は同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「本件非開示部分」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

同日、実施機関は、本件処分を行った旨及び本件非開示部分を除いて公開することとした理由を付して、条例第18条第3項の規定により第三者である異議申立人に対して、公文書の開示決定に係る通知書を送付した。

異議申立人は、本件文書は条例第10条第1項第4号に規定する非開示情報(以下「4号情報」という。)に該当するとして、本件処分を取り消し、すべての非開示を求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

(3) 4号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第4号は、道又は国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関内部若しくは道の機関相互間又は道の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、当該協議書は、行政内部で審議中の案件に関する情報ではあるが、産業廃棄物処理施設の設置に当たって地域の生活環境に配慮し、地域の理解を得ながら

当該施設の設置等に係る諸手続を円滑に進めるためのものであり、開示することにより、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案件に係る道の意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものではないため、4号情報には該当しないと主張する。

ウ 4号情報の「開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、行政内部で審議中の案件等に関する情報であって、開示することにより、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案件等に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報をいうとされている。

エ 異議申立人は、本件公文書が意思形成過程情報であるとし、未だ事前協議が終了していない段階で、手続きが極めて流動的な時点での開示請求であり、開示すべきではない旨主張する。

一般に産業廃棄物が周辺住民や自然環境に悪影響を与えるおそれがあるということ を考慮すれば、周辺住民はもとより社会的な関心も高く、その処理施設に係る情報には強い透明性が求められることから、事前協議書が最終的に変更されるとしても、そのことをもって、本件公文書を開示することが実施機関の意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものではない。

本件処分において開示とされた情報は、これを開示することにより、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案件に係る道の意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものではないものとして実施機関が判断したものであり、実施機関が本件非開示部分を除き開示するとしたことは、妥当なものとして判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年11月1日	○ 諮問書の受理（諮問番号48） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④第三者への意見照会、⑤第三者からの意見書、⑥公文書一部開示決定通知書の写し、⑦公文書の開示決定に係る通知書の写し、⑧異議申立ての概要、⑨理由説明書、⑩対象公文書の写し）の提出
平成18年11月2日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年12月8日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年1月15日 （第三部会）	○ 審議
平成19年1月22日 （第18回審査会）	○ 答申案審議
平成19年1月24日	○ 答申